

JR東海労
大運分会

交差点

No.690
2023年10月26日
責任者：山本 圭一
発行：教宣部

本日!!

分会組合員12名で 大阪地裁に提訴!!

本日、東海労大阪運輸所分会組合員12名は、会社が予備月に空白勤務を指定したことにより、変形労働時間制の要件を満たさず、それに伴って発生する超過勤務手当の未払いに対して、大阪地裁に提訴しました。

新幹線乗務員の場合、1ヶ月単位で変形労働時間制が採用されていますが、空白勤務が指定されたことにより、変形労働時間制の要件が満たされず、通常（原則）の労働時間制度としての労基法が適用され、法定労働時間1日8時間、週40時間を超えるものには超過勤務手当として支払わなければなりません。

しかし、会社からその超過勤務手当の支払いがされていないことから、本件期間の2020年10月～2023年11月までに空白勤務指定された対象組合員12名が、その期間の超過勤務手当未払部分の内容証明書（未払賃金等請求通知書）を金子前社長宛に送りました。

そして、直接社長からではなく、現場管理者が、書面でもなく口頭で「何ら問題はない」と不誠実の上、信憑性に欠けた回答がありました。

全く納得がいかないため、淀川労働基準監督署に足を運び、相談し12名全員が、未払い賃金の支払いを求めて労基署に「申告」をしました。

そうした経過を踏まえて今回、具体的に裁判で12名が、未払い賃金請求することに至りました。

今回の提訴は、死文化した54歳原則出向により強制出向させられた組合員3名が2021年5月に「空白勤務指定反対」裁判を提訴した、その闘いに連帯するものであると同時に、労働基準法第1章第1条を大前提として具体的労働条件を明示する定め就業規則第55条（社員の勤務は毎月25日までに翌月分を指定する）を会社に遵守させ、空白勤務指定を一切無くするための闘いです!